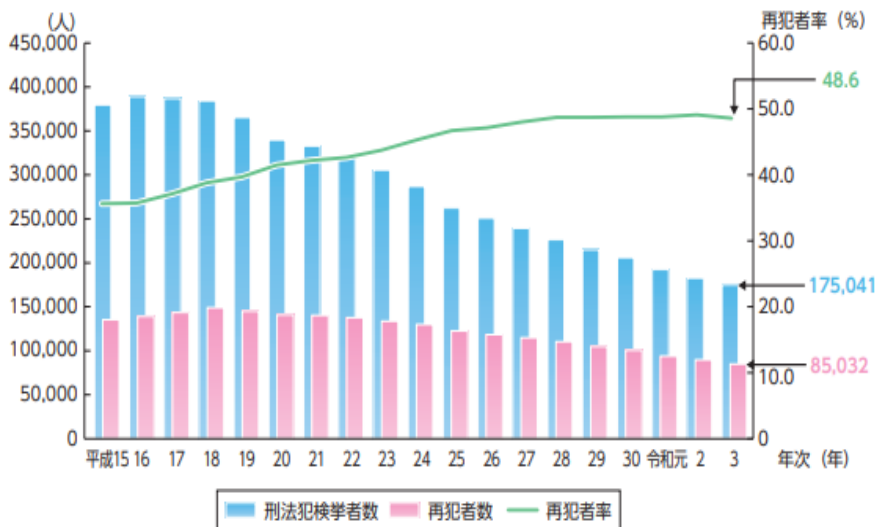


知っていますか？再犯防止



再犯者率：48.6%

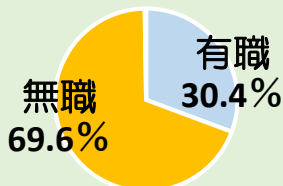
刑法犯の検挙者数は減少していますが、再犯者数はあまり減っておらず、**検挙者のうち約半数が再犯者**となっており、犯罪の繰り返しをいかに防止するかが重要となっています。令和3年は前年(49.1%)から**0.5ポイント再犯者率が低下**しました。

(令和4年版再犯防止推進白書)

再犯防止の課題

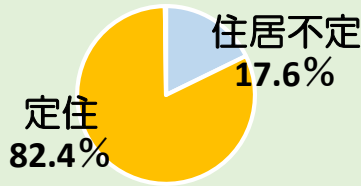
犯罪や非行をした人の中には、様々な「**生きづらさ**」を抱えている人がおり、地域社会に戻っても、**必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまう**ことがあります。

仕事がない
約7割が犯罪時無職



新受刑者の犯罪時就労状況

住居がない
約2割が犯罪時住居不定



新受刑者の犯罪時居住状況

(令和3年矯正統計年報)

再犯や再非行を防止するために…

平成28年6月に、法務省内の高松高等検察庁、高松矯正管区、四国地方更生保護委員会、高松地方検察庁、高松保護観察所が一体となって再犯防止を図るために「**四国再犯防止会議**」を設置して、継続的に検討・協議を行い、四国内の関係機関相互の連携と必要な施策の推進を進めています。

また、国は令和5年度から「**第二次再犯防止推進計画**」の運用を開始し、四国でも、各県、各市町村で再犯防止に関する取組を推進するため、地方再犯防止推進計画の策定が進んでおります(令和5年4月1日現在、**約7割の自治体で地域福祉計画に包含する等して計画が策定されています**)。地域の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】

四国再犯防止会議 <令和5年度事務局>四国地方更生保護委員会(更生保護管理官室)
〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎6階
電話: 087-822-5090

再犯防止についてもっと知りたい方は

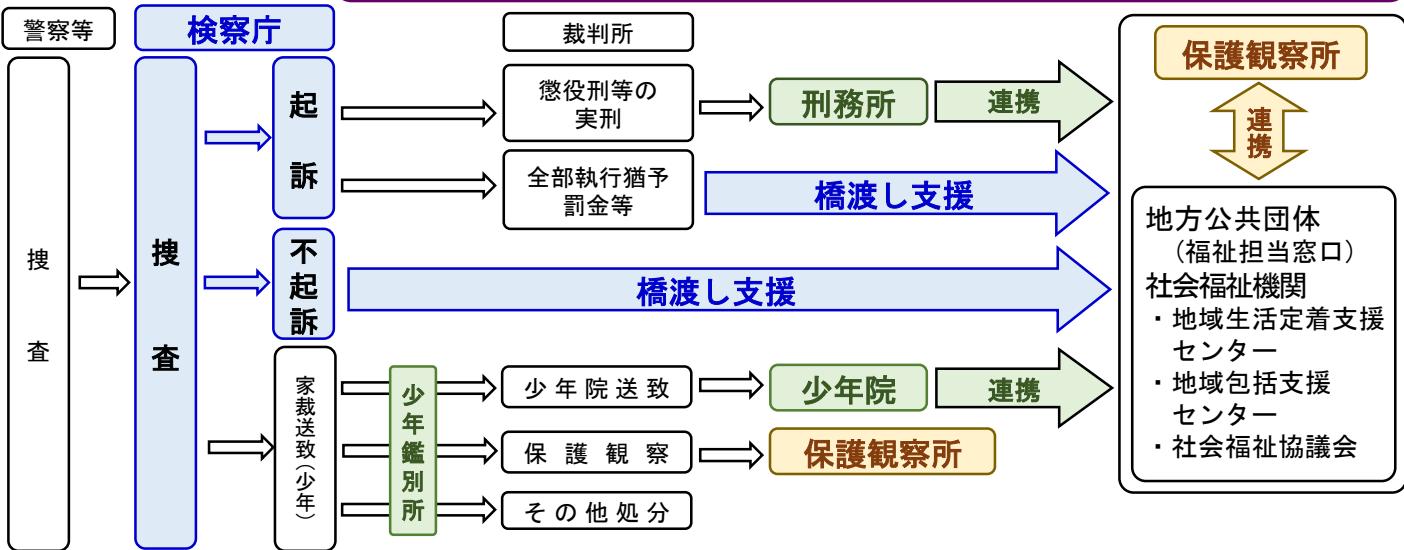
検索

法務省 再犯防止



刑事手続の流れと再犯防止の取組

法務省では、犯罪をした人が社会の中で安定した生活を送れるように、福祉機関や地域の皆様の協力を得ながら、切れ目のない支援に取り組んでいます。



検察庁では、事件を捜査した後、起訴・不起訴等の決定をします。起訴した人のうち刑の全部の執行を猶予された人や罰金等になった人、不起訴（起訴猶予等）となった人など、刑務所等に収容されない人を支援するために、社会福祉機関や保護観察所等につなぐ支援（橋渡し支援）を行っています。

刑務所や少年院など（矯正施設といえます。）では、収容された人に対して、再び社会復帰できるように改善更生を図るための処遇等を行っています。

★コレワーク四国による就労支援
コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）では、刑務所出所者等の雇用を検討して下さる事業主の方の相談、雇用に関する情報提供、雇用支援セミナー、個別相談会を随時実施しています。

★法務少年支援センターの活動
徳島・高松・松山・高知の「少年鑑別所」内に設置されており、未成年の非行問題だけでなく、親子関係、職場・学校での問題、成人の方の犯罪行為等の相談、研修・講演、その他相談内容に合わせた支援を心理学等を専門とするスタッフが無料で対応しています。



詳細はこちらから



詳細はこちらから

保護観察所では、犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように指導援助するなどしてその立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥るのを防いで地域の安全を守る活動をしています。保護司を始めとする地域の皆様と国が協力して取り組んでいます。

“社会を明るくする運動”

“地域に貢献する更生保護の実現”

犯罪や非行のない明るい社会を目指す全国的な運動です。

「第二次計画再犯防止推進計画」に基づき、さらに民間協力者の皆様や地方公共団体の取組を支援し、再犯防止施策を一層推進してまいります。



街頭広報活動の様子



お問い合わせは 法務省保護局
お近くの保護観察所ま 公式ツイッター

[法務省HP]
第2次計画の詳細はこちら